

新型コロナウイルス感染症にかかる学校教育活動に関するガイドライン
(令和2年7月7日改訂)

令和2年7月7日
奈良県教育委員会

現在、本県における新規感染判明者は引き続き低水準にある一方で、他の地域では感染者数が再増加する事例が見られることなどから、感染リスク低減への取組は継続しなければなりません。

県教育委員会では、令和2年6月4日に、分散登校を段階的に解除することなどを定めた「新型コロナウイルス感染症にかかる対応方針」を策定し、令和2年6月10日にガイドラインを示しましたが、この度、一部内容を改訂しました。

1 感染防止に向けた周知徹底

現在も新型コロナウイルス感染症に関する感染リスクへの警戒を維持する必要があることから、引き続き、以下の点について周知を行い、感染防止対策を徹底することとします。

(1) 生活様式の見直しに関する啓発

- ・以下の点について、学校内外問わず普段から心がけるよう、生徒等に指導するとともに、家庭への啓発を行います。
 - ・人との間隔は、2m（最低1m）空ける。
 - ・会話は、できるだけ真正面を避ける。
 - ・症状が無くてもマスクを着用する。
 - ・家に帰ったら、直ぐに手洗い、うがい、着替え、シャワー・入浴を行う。
 - ・手洗いは30秒程度、流水と石けんで丁寧に行う。

(2) 家庭における検温や健康観察の要請

- ・各家庭において、毎朝の検温や風邪症状の有無の確認を行い、発熱等の風邪症状が見られる場合は登校を控え、必要に応じて医療機関への相談をするよう要請します。自宅で休養することで回復した場合については、その症状がなくなってから3日間の自宅待機後、翌日より登校可能とします。

(3) 学校におけるマスクの着用

- ・学校教育活動においては、生徒等及び教職員は、常時マスクを着用することを原則とします。ただし、夏季や活動内容により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が想定される場合は、これによらないこととし、この場合、換気や身体的距離の確保などの対策を徹底することとします。

2 今後の学校教育活動における感染症対策等

(1) 感染症の予防に関すること

(新型コロナウイルスに関する正しい知識の指導)

- ・新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を身に付けるとともに、生徒等自らが感染リスクを判断し避ける行動をとることができるよう、発達段階に応じた指導を行います。

(身体的距離の確保)

- ・教室内の座席配置については、生徒等の間隔を1メートルを目安に学級内で最大限の間隔を取るようにします。

(消毒)

- ・教室やトイレなど生徒等が利用する場所のうち、特に多くの生徒等が手を触れる場所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、1日1回以上消毒液(次亜塩素酸ナトリウム等)を使用して清拭を行います。

(換気)

- ・密閉を回避するためのこまめな換気を徹底します。その際、可能であれば2方向の窓を同時に開けるなど、効果的な換気に努めます。
- ・エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入れ替えをおこなっていないことから、エアコン使用時においても換気を行います。

(咳エチケット)

- ・学校教育活動上、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることが考えられることから、生徒等及び教職員は咳エチケットの徹底を行います。

(発熱等風邪症状が見られた場合の対応)

- ・生徒等が登校後に発熱した場合については、原則として、保護者の迎えを要請し、症状がなくなってから3日間は自宅で休養するよう指導します。なお、学校での待機については、保健室以外の別室を設けるなど、他の者との接触を可能な限り避けられるよう配慮します。

(特別支援学校における対応)

- ・特別支援学校では、指導の際に接触が避けられないことや重篤化する基礎疾患等を有する生徒等が多いこと、多くの生徒等がスクールバス等で一斉に登校することなどから、生徒等の障害の種類や程度等を踏まえた慎重な検討を行い、学校再開時の具体的な対応を決定します。

(2) 医療的ケアを必要とする生徒等の登校判断に関すること

- ・医療的ケアを必要とする生徒等や、基礎疾患のある生徒等の中には、重症化のリスクが高い者もいることから、主治医や学校医の意見を踏まえるなど、家庭と連携し、適切な判断を行います。

(3) 時差登校等に関すること

- ・各学校において、最寄り駅等や多くの生徒等が利用する公共交通機関の混雑状況を把握し、感染リスクが高いと判断される場合には、授業時間を短縮するなどして登校時間を遅らせる措置を継続します。

- ・多くの生徒が路線バスを利用する場合など、時差登校の実施によっても混雑の回避が難しい場合、マスクの着用、会話を控えるなど感染拡大防止に関する行動の徹底を図ります。

(4) 学習指導に関すること

(感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動)

- ・各教科等の指導について、以下に掲げるものなど感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動については、可能な限り感染症対策を行った上で実施することを検討します。
 - ・生徒等が長時間、密集又は近距離で対面形式となるグループワーク等、近距離で一斉に大きな声で話す活動
 - ・室内で生徒等が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏（音楽）
 - ・生徒等同士が近距離で活動する調理実習（家庭、技術・家庭）
 - ・生徒等が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動（体育、保健体育）

(指導計画の作成)

- ・今後の各教科等の指導計画については、今後の情勢により変更の可能性はありますが、原則として、夏期休業を8月1日から8月31日までの間に設定することを前提に作成します。なお、各校の実情に応じて、8月上旬や下旬を授業日とすることも可能です。

(5) オンラインの活用に関すること

(オンラインの活用)

- ・今後も感染状況の変化により再び在宅教育の実施が必要となることも考えられることから、動画配信を含めたオンラインの活用を継続します。
- ・毎日の検温や健康状態の結果の把握に関しても、オンラインの活用を継続し、再流行の兆候をできるだけ早く把握するためにも、継続的・即時的な状況の把握に努めます。

(授業の進め方の工夫)

- ・授業の進度を確保するために加え、授業の質を高めるためには、いわゆる「反転授業」の考え方のように、生徒等が授業の前後で知識・理解に関することを中心とした学習を行い、授業では探究的な学習を行うことが効果的です。このためには、ワークシートの配布等の方法も考えられますが、オンラインでの動画や確認テストの配信等も有効であると考えられることから、各家庭におけるインターネット環境等を確認の上で、オンラインの活用を積極的に行います。

(6) 評価の対象期間

- ・評価の実施については、通常どおり学期ごとの評価を行う、または、学年を2つの期間（前期と後期、1・2学期と3学期）に分けてその期間ごとの評価を行います。

- ・なお、第3学年に関しては、できるだけ多くの評価のための成績資料を用いて、学期の成績や見込みの成績を算出する必要があることを踏まえ、考査の実施時期等の工夫を検討します。
- (7) 健康相談・心のケアに関すること
- ・学校再開後においても、生徒等が在宅で過ごした日数が長期に及び、かつ、分散登校や時差登校等例年にない状況が続いていることから、心身のバランスを崩していることが考えられます。
 - ・このため、月に1回程度、簡易な質問紙調査を活用するなどにより、生徒等の状況を的確に把握します。また、必要に応じて、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行います。
- (8) 人権教育に関すること
- ・感染者や濃厚接触者とその家族、感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族等に対する偏見や差別につながる行為は、断じて許されるものではありません。このような偏見や差別が生じないように、生徒等が新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を身に付けるとともに、確かな人権意識を確立できるよう発達段階に応じた指導を行います。
- (9) 学校行事に関すること
- ・身体的距離を確保することなど感染防止対策を講じることを前提に、一定規模の人数を超える学校行事についても実施を可能とします。
 - ・9月以降の修学旅行等、集団での移動・宿泊を伴う旅行的行事については、可能な限り感染防止対策を講じることを前提に、訪問地の状況把握や、日程、交通手段及び宿泊施設等の検討を行い、適切に判断し、保護者の理解を得た上で実施を検討します。
 - ・ただし、海外への修学旅行及び海外研修旅行については、当面の間、延期又は中止とします。
- (10) 部活動に関すること
- ・練習中や移動の際の感染防止対策を講じることを前提に、県外を含めて練習試合等の実施を可能とします。
 - ・なお、活動に当たっては、感染防止対策のほか、熱中症対策に万全を期します。
- (11) 学校給食の実施に関すること
- ・衛生管理を徹底した上で、通常の学校給食の提供方法を開始します。
 - ・なお、生徒等全員が食事の前の手洗いを徹底し、会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、または会話を控えるなどの対応を継続します。